

予算決算常任委員会

平成21年5月22日午前8時58分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木田 守彦	○小林 誠	嶋田 善行
浦野 圭司	辻 善次	木澤 正男
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	池田 善紀	総 務 課 長	乾 善亮
企画財政課長	西川 肇	住民生活部長	西本 喜一
福祉課長	佐藤 滋生	国保医療課長	植村 俊彦
国保医療参事	寺田 良信	環境対策課長	栗本 公生
都市建設部長	清水 建也	建 設 課 長	加藤 保幸
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
下 水 道 課 長	上田 俊雄	教委総務課長	野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会(午前8時58分)

署名委員 小林委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 各課報告事項を議題といたします。

ここでは、6月定例会初日において承認または報告が予定されております、当委員会所管の町長専決処分に係る承認案件及び継続費繰越計算書等の報告などについて、あらかじめ説明を受けることといたします。

まず初めに、(1)町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、町長専決処分について承認を求めることについて、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、資料1にそいまして説明いたします。今回の補正の内容であります、平成20年度の医療に係る経費等の歳出が、歳入を上回ることとなりまして、歳入欠かんが生じますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成21年度からその不足分を繰上充用するものでございます。

それでは内容をご説明いたします。まず歳出であります、第12款前年度繰上充用金であります。5億6,900万円の追加をお願いするものでございます。平成20年度単年度収支では、最終的にまだ決算を行っておりませんが、約7,500万円の黒字となる見込みでございます。しかしながら、これまでの累積赤字分がありますことから、今回この額の繰上充用を行いたいと考えているところでございます。

続いて上段の歳入でございます。第10款諸収入、歳入欠かん補填収入であります。歳出と同額の5億6,900万円を追加するものでございます。既定の歳入歳出予算の額、28億5,390万円に、歳入歳出それぞれ5億6,900万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ34億2,290万円とするものでございます。この補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、5月中に専決処分させていただきたいと考えております。また、同法同条第3項の規定によりまして6月の議会に報告し、承認をお願いしたいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 繰上充用することについて異議はないんですけれども。さきほど20年度の単年度収支のことをおっしゃっていましたが、つっこんだ議論は決算のときにしようと思っていますけれども、7,500万円の黒字になる要因について少しお尋ねしておきたいと思います。

国保医療課長 平成20年度におきましては、まず、一般会計から介護納付金と介護保険料の差額ということで、平成18年度までの累積額として約9,300万円繰入れがございました。それと当初予算ではちょっと算定しきれてい

なかった前期高齢者納付金が約7千万円ほど多く入ってきたということが、今回黒字になった主な理由でございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

本ないようですので、本件については、あらかじめ説明を受けたということで終わりたいと思います。

次に、(2)町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)、理事者の報告を求めます。植村国保医療課長。

国保医療
課長

町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)を資料2にそいましてご説明申し上げたいと思います。

今回の補正の内容であります。平成20年度の医療に係る経費等歳出が、歳入を上回ることとなりまして、歳入欠かんが生じますことから、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成21年度からその不足分を繰上充用するものでございます。平成20年度の歳入では、支払基金からの交付金及び県負担金は受け過ぎがあったものの、国庫負担金の受入れに不足が生じたものでありまして、これらについて平成21年度で精算することとなっております。

具体的な内容でございます。資料の2の下段のまず歳出からご説明申し上げます。第3款、諸支出金、償還金でございます。受け過ぎとなりました支払基金医療費交付金等の過年度分の返還112万3千円を増額するものでございます。次に第5款、前年度繰上充用金であります。410万2千円を追加をお願いするものでございます。

上段の歳入でございます。国庫医療費負担金でございます。収入不足を精算するものでございまして、522万5千円を増額するものでございま

す。既定の歳入歳出予算の額、3,684万円にそれぞれ522万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ4,206万5千円とするものでございます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、5月中に専決処分させていただきまして、同法同条第3項の規定により、6月の議会に報告いたしまして、承認をお願いしたいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて、平成21年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 この老人保健特別会計自体が平成22年度でなくなってしまうということですが、この繰上充用で対応しているのは今後どうなっていくのですか。

国保医療課長 現在、老人保健による診療というのはございません。すべて月遅れ請求です。今後3年間特別会計もつとしても、すべて月遅れ請求に対応するものです。ですから、もし仮に月遅れ請求が最終年度になれば、もう当然国庫とか支払い基金から補助金を受け入れるとか、あるいは収入不足とかいうことは生じません。ただ、仮に最終年度にこういうことが発生した場合には、一応法的には特別会計は廃止ということになりますので、その分については一般会計に移行しての処理ということになるという可能性はあります。

委員長 他にございませんか。

（ な し ）

委員長

ないようですので、本件についても、6月議会初日に承認を求められることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、（３）平成２０年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）、理事者の報告を求めます。

西川企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、平成２０年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告の一般会計分につきまして、ご報告を申し上げます。お手元の資料３をご覧くださいでしょうか。平成２０年度予算におきまして、継続費の議決をいただいている歳出予算のうち、年度内での執行ができなかった経費を平成２１年度予算に繰越しさせていただきましたことから、地方自治法施行令第１４５条の規定により、その報告を行うものであります。

（仮称）文化財活用センター整備事業に係る継続費につきまして、請負業者決定が当初予定より６ヶ月程度遅れたことから工事着手も遅れ、工事出来高が減額となったことから、平成２０年度継続費のうち２億１，１８１万円を平成２１年度に繰り越しさせていただくものです。

それでは、計算書によりご説明させていただきます。表の左から、第９款教育費、第５項社会教育費、事業名は（仮称）文化財活用センター整備事業、継続費の総額は２億８，７０７万円、そのうち平成２０年度継続費予算現額は２億６，３５０万円であり、支出済額及び支出見込額は５，１６９万円であります。その残額は２億１，１８１万円となり、翌年度逡次繰越額は同額の２億１，１８１万円であります。この財源内訳は繰越金として一般財源の２，０１１万円と特定財源の国庫支出金、まちづくり交付金４，５７０万円及び地方債、これにつきましては、まちづくり事業債、減収補填債、１億４，６００万円であります。なお、繰越額２億１，１８１万円の予算内訳は、工事の管理業務委託料２８１万円と工事請負費２億９００万円であります。

以上、平成２０年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について、ご説明といたしますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、本件については、6月議会初日に報告されることと
思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(4)平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について
(一般会計)の理事者の報告を求めます。

西川企画財政課長。

企画財政 それでは、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告の一般会計
課長 分につきまして、ご説明を申し上げます。お手元の資料4をご覧ください
ますでしょうか。平成20年度予算におきまして、繰越明許費の議決をい
ただいている歳出予算のうち、年度内での執行ができなかった経費を平成
21年度予算に繰越させていただきましたことから、地方自治法施行令第
146条第2項の規定により、その報告を行います。

はじめに、定額給付金給付事業についてであります。給付事業の完了
が平成21年度となりますことから、4億5,112万1,195円を繰り
越しさせていただいたものであります。資料の一番上の欄であります、
第2款総務費、第1項総務管理費、事業名は定額給付金給付事業、事業費
の金額は4億5,806万5千円、このうち翌年度繰越額は4億5,112
万1,195円であります。この財源内訳は、既収入特定財源で国庫支出
金であります定額給付金給付事務費補助金で280万6,195円、未収
入特定財源の国庫支出金としまして定額給付金事務費補助金と事業費補助
金あわせまして4億4,831万5千円となっております。繰り越しまし
た額の予算内訳は、事務費として臨時職員賃金、共済費、職員の時間外手
当、消耗品や印刷製本費、電算システム委託料等となっております、あ
わせて1,534万1,195円となっております。事業費としては定額
給付金4億3,578万円となっております。

次に、子育て応援特別手当支給事業においても定額給付金事業と同様の理由で、1,526万2,114円を繰り越しさせていただいたものであります。第3款民生費、第2項児童福祉費、事業名は子育て応援特別手当支給事業、事業費の金額は1,546万円、このうち翌年度繰越額は1,526万2,114円であります。この財源内訳は、既収入特定財源の国庫支出金、これは子育て応援特別手当交付金、これが1,008万円、未収入特定財源の国庫支出金、これにつきましては、子育て応援特別手当交付金と事務取扱交付金あわせまして518万2,114円となっております。繰り越しました額の予算内訳は、事務費として臨時職員賃金でありますとか、職員の時間外手当、消耗品や通信運搬費等でございまして、合計あわせまして86万2,114円となっております。事業費としては子育て応援特別手当1,440万円となっております。

次に、火葬場周辺対策事業において、地元よりポンプアップ施設の追加工事の要望がありまして、20年度中の工事施行が困難なため1,050万円を繰り越しさせていただいたものでございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名は火葬場周辺対策事業でございます。事業費の金額は1,050万円、このうち翌年度繰越額は同額の1,050万円であります。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。繰り越しました額の予算内訳は、補償補填及び賠償金1,050万円となっております。

また、次の欄でございます、衛生処理場周辺対策事業において、農道整備工事の地元調整に時間を要しましたことから、20年度中の工事施行が困難なため、400万円を繰り越しさせていただいたものであります。第4款衛生費、第2項清掃費、事業名は衛生処理場周辺対策事業でございます。事業費の金額は400万円、このうち翌年度繰越額は同額の400万円であります。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。繰り越しました額の予算内訳は、補償補填及び賠償金400万円でございます。

また、鳩水園施設改良事業において、脱窒素処理設備の改修に地域活性化・生活対策臨時交付金を活用することから3,000万円を繰り越しさせていただいたものであります。予算としましては、第4款衛生費、第2項清掃費、事業名は鳩水園施設改良事業、事業費の金額は3,000万円

でございます。このすべてを翌年度に繰り越しております。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金、これは地域活性化・生活対策臨時交付金、2,469万5千円と一般財源530万5千円となっております。繰り越しました額の予算内訳は、脱窒素処理設備の改修費3,000万円となっております。

次に農業費でございますが、土地改良事業におきまして、衛生処理場周辺対策事業に関連して800万円を繰り越させていただいたものであります。第5款農林水産業費、第1項農業費、事業名は土地改良事業でございます。事業費の金額は800万円、このすべてを翌年度に繰越しております。この財源内訳は、未収入特定財源の地方債でございます。土地改良事業債として300万円、その他、分担金として400万円、一般財源100万円となっております。繰り越しました額の予算内訳は、農道の整備工事請負費800万円となっております。

また、農業費の土地改良支援事業において、火葬場周辺対策事業に関連して1,050万円を繰り越させていただいたものであります。第5款農林水産業費、第1項農業費、事業名は土地改良支援事業でございます。事業費の金額は1,050万円、このすべてを翌年度に繰り越しております。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。予算内訳としましては、土地改良事業補助金1,050万円となっております。

次に、土木費の道路新設改良事業において、用地交渉の難航等により時間を要したことから3,590万円を繰り越させていただいたものでございます。第7款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名は道路新設改良事業、事業費の金額は3,590万円でございます。このうち翌年度繰越額は同額の3,590万円であります。この財源内訳は、すべて一般財源となっております。予算の内訳としましては、登記業務等委託料、工事請負費等3,590万円となっております。

また、土木費の法隆寺線整備事業において、委託業務実施に係る関係機関との事前協議に時間を要したことから1,060万5千円を繰り越させていただいたものであります。第7款土木費、第4項都市計画費、事業名は法隆寺線整備事業でございます。事業費の金額は1,060万5

千円、このすべて同額を翌年度に繰り越しております。この財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金、地方道路交付金495万円と一般財源565万5千円となっております。予算の内訳としましては、事務事業委託料、登記業務等委託料等、あわせて1,060万5千円となっております。

最後ですが、幼稚園園舎耐震補強事業において、斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園の園舎耐震診断を地域活性化・生活対策臨時交付金を活用いたしまして実施するため補正予算を計上しましたが、平成20年度での事業が困難なことから、平成21年度に430万円を繰り越しさせていただいたものでございます。第9款教育費、第4項幼稚園費、事業名は幼稚園園舎耐震補強事業でございまして、事業費の金額は430万円、このうち同額の430万円を翌年度に繰越しております。この財源内訳は未収入特定財源は国庫支出金としまして、地域活性化・生活対策臨時交付金をあてまして354万円、残り一般財源76万円となっております。予算の内訳としまして、斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園の園舎2次耐震診断費でございます。

以上で、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 特に補償の関係のことなんですけれども、先の厚生常任委員会と建設水道常任委員会でも議論、質疑があったかと思うんですが、繰越しされてる分の事業内容がよくわからないということで、資料も付けて説明はされるということですので、また後日、その委員会も聞かしていただいて、その事情がどうなっているのかというのをお聞きしようと思ってるのですが、特に農林水産業費なんかの土地改良事業では3年繰越しているということで、予算執行の見通しについて、部長は次は執行できる見通しがあるから繰越しをさしていただくとおっしゃっていましたが。補償については覚書等について予算化されて、やることはやっていたかなければいけないと思うんですが、詳細ですね、今回にしても、元々ポンプアップの

事業も組んでいた分以上に補正を組んで、対応しなければいけないとか、最初の予算の執行する時の企画の段階で、どのようにセットをして予算化されているのか、というところで、当初の予算の審議のときにもいろいろと議論がありましたけれども、そこについてはどのようにチェックというんですかね、理事者の方として地元から上がっている声をどう詳細な計画でもって、予算執行の見通しを立てて予算を立てているのか、そこはどうか、なんていうんでしょうかね。

委員長 清水都市建設部長。

都市建設
部長 2, 3点ご質問あったんですけれども。予算3年繰り越しているみたいなご理解いただいているみたいなんですけれども、先の建設水道常任委員会で、池田部長がご説明申し上げましたのは、3年じゃなくて、当初予算を組んだその年にある理由で当該年度に執行できないという理由で翌年度に繰り越す場合は、繰越明許という手段がありますよ、という。その繰越明許した翌年度でもどうしても執行できない場合、ほとんどそうした事例はないんですけれども、その翌年度に事故繰越という手法がございますよという説明でございました。この予算が3年を越えているといった説明ではないとご理解いただきたいと思います。

それと土地改良事業のほうで、予算組んだ時点で、あとで補正の必要性が出てきた理由でございますけれども、町のほうで地元が施工される事業についていろいろ内容について、金額等いろいろチェックはさせていただきました。地元の方でこういった規模の施設が必要だということで、それについて町の方でそのシステムが妥当な金額であるとかねそういうチェックをさせていただくなかで、そういう能力的なものについては地元の方々に調査された結果に基づいてやっておりますので、それが妥当なものだという前提としては、地元でされた結果であるということでチェックをしておるということです。ところがこの事業については、その地元のほうでいざ実施する段階において、詳細に事業検討された結果、例えばポンプだけではだめだと、加圧ポンプを設置していく必要が生じるということで、前

年度末に補正をさしていただくなかで、繰越しをしたといったわけでございまして、地元から上がってきた内容についてチェックはいたしますものの、地元さんがその能力で当初いけるというご判断をいただいていたものですから、それ以上のことについては町といたしましてはチェックのしようがなかったというのが実情でございます。

木澤委員　　まず1点目の3年じゃないということの説明について、前年度も繰り越すということで上がってきて、そしてまた今年度も繰り越すということで上がってきている意味で、私は3年というふうに申し上げたんですけれども。それはそういう、前々年度に予算計上されていた分がその年度で執行できなくて、もう一度、ことしも繰越をしているとお聞きしたものですから、そういうふうにお尋ねさせてもらったんですけれども、そうではないんですかね。

都市建設
部長　　そうではなくて、先ほども申し上げましたようにですね、ひとつの事業について予算を繰り越すのは基本的には1年だけでございます。万が一、その事業を執行できなかった場合、そうした事例はほとんどないんですけれども、事故繰越という手法があるという説明をただけでありまして、斑鳩町でも、1つの事業の予算について3年を越してやっている事例はないといった説明でさしていただいたということでございます。

木澤委員　　そうするとこの土地改良事業については、これにあてはまらないということなんですね。

それから地元でされる事業の企画について当然変更等が生じたり、あとは予算組んでいたけれども、いろんな理由があって執行できないということで、繰越であがってきているので、そういう状況が起こるということはいたしかたないと思うんですけれども。当初予算のときにも議論もさせていただきましたが、地元からやはり要望が上がってきた時点で、地元で工事もあるということで、予算なんかも組んで、全体これくらいかかりますよということであげていただいているかとは思いますが、やはりそ

の執行する側として、その年度で執行できるという見通しも、地元と協力しながらチェックもしていただいて、これまで以上に慎重に予算計上していただくということに努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、本件についても、6月議会初日に報告されることとしますので、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、(5)平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)のご説明をさせていただきます。この報告につきましては、3月議会定例会におきまして、繰越明許のお願いをし、神南3丁目地内の第11処理分区2工区の5工事及び龍田2丁目地内の第12処理分区4工区の4工事を発注し整備区域の拡大を進めているところでございますが、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただくものであります。

それでは、お手元資料5をご覧ください。繰越計算書でございます。

第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業、第11処理分区、2工区の5、第12処理分区4工区の4、金額1億円、翌年度繰越額8,900万円、財源内訳といたしまして、未収入特定財源、国庫支出金2,600万円、地方債6,300万円でございます。以上、6月議会定例会において、報告を予定しております平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)のご説明とさせていただきます。よろしく、お願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、本件についても、6月議会初日に報告されることと
思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、(6)平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について
(介護保険事業特別会計)、理事者の報告を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越
計算書についてご説明をさせていただきます。資料6をご覧いただきたい
と思います。平成21年3月議会で議決をいただきました介護保険事業特
別会計補正予算、第1款総務費、第4項趣旨普及費、介護従事者処遇改善臨
時特例交付金周知事業の134万3,400円を平成21年度に繰越を行
ったものでございます。この内容につきましては、介護従事者処遇改善の
ため平成21年度より介護報酬が引き上げられており、その報酬引き上げ
に伴い、第1号被保険者の保険料負担も増えることとなりますことから、
その負担増分を抑制するため国費より交付金が交付されてきております。
その交付金の内容を第1号被保険者に周知するための費用として交付され
た経費について、その受け入れが平成20年度末であったため、その年度
において予算を執行できないことから、平成21年度に繰越し事業を行う
ものであります。以上簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町繰越名
許費繰越計算書の報告について(介護保険事業特別会計)の説明とさせて
いただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、本件についても6月議会初日に報告されることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、2. 継続審査でありますそのうちの(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。

6月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ説明をお受けしたいと思います。

まず初めに、①平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、理事者の説明を求めます。

西川企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。まず、この補正予算には、人事院勧告に伴います人件費の補正が含まれておりますことから、その内容につきまして説明させていただきます。人事院勧告が5月1日付で、国家公務員の期末・勤勉手当の支給率の改定に関する勧告を行いましたが、政府は勧告どおり実施することを決定し、今通常国会に給与法案が提出されています。当町におきましては、従来から国家公務員の給与に準拠しておりますことから、国の給与法案が可決され公布、施行されれば当町の給与条例等につきましても、これに準拠した改正を行いたいと考えております。その主な改正の内容は、本年6月に支給いたします期末・勤勉手当の月数を一般職の職員で0.2月の引き下げ、再任用職員で0.1月の引き下げ。また、議会議員の期末手当につきましては0.15月の引き下げ。常勤の特別職の期末手当につきましても0.15月の引き下げとなる改正を行うものであります。給与条例の一部改正につきましては、6月期の期末・勤勉手当の支給基準日の6月1日の前日までに、公布、施行される必要がありますが、そのためには、それまでに、国の給与法案が公布、施行される必要がありますことから、専決処分させていただきたいと考えておりますが、人事院勧告に伴います人件費の補正予算につきましては、共済組合負担金率の改正に伴う増額補正と人事異動等の影響によります補正がありま

すことから6月の定例会に上程させていただきたいと考えております。

それでは、お手元の資料7をご覧くださいと思います。今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ69億6,130万1千円とするものです。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第17款寄附金では、3名の方の寄附と4月11日から12日に開催いたしました「史跡中宮寺跡現地説明会」及び5月2日から3日に開催いたしました「史跡藤ノ木古墳石室特別公開」の際に「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への募金をいただきましたことから、3万3千円の増額補正、福祉費寄附金で2名の方からご寄付をいただいたことから、3万7千円の追加補正をお願いしております。次に、第20款諸収入では、消防団員4名の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金の受け入れとして123万1千円の追加補正をお願いしております。

次に、歳出予算の補正であります。資料の裏面をご覧くださいと思います。本補正予算の主な内容であります。さきほど説明いたしました人事院勧告に準拠した6月支給の期末手当、勤勉手当の0.2ヶ月分の減額補正、また人事異動等に伴う精算を行うための人件費の補正、また共済組合負担率の改正に伴う増額補正をそれぞれの費目において計上させていただきます。

まず、第1款議会費では、事務局職員の人事院勧告に伴う夏期賞与0.2ヶ月分の減額及び共済組合負担金率の改正に伴う増額、人事異動等の影響により126万1千円の増額を、また、町議会の運営では議員皆さまの期末手当0.15ヶ月分88万8千円の減額補正をお願いしております。次に第2款総務費では、人事院勧告に伴う夏期賞与の0.2ヶ月分の減額及び共済組合負担金率の改正に伴う増額、人事異動等の影響により71万8千円の増額補正をお願いしております。次に第3款民生費では、今回の人件費の補正によりまして652万8千円の増額補正を、社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、国民健康保険事業への支援として869万2千円の増額補正を、また、歳入で申し上げました寄附金を福祉基金へ積立てることから、その積立金6千円

の追加補正をお願いするものであります。なお、寄附の残り 3 万 1 千円については、児童福祉費に財源振替をお願いしております。また、介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴いまして、介護保険事業への支援として 3 8 2 万 9 千円の減額補正をお願いするものであります。次に、今回の人件費の補正により、第 4 款衛生費では、4 6 7 万 7 千円の増額補正、第 5 款農林水産業費では、2 万 9 千円の増額補正、第 6 款商工費では、1 3 8 万 5 千円の減額補正をお願いしております。また第 7 款土木費では、今回の人件費の補正により 1, 4 1 1 万 4 千円の減額補正を、また公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、公共下水道事業への支援として 5 6 5 万 6 千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第 8 款消防費では、歳入で申し上げました退職報償金を退職されました消防団員 4 名にお支払いすることから、退職報償金 1 2 3 万 1 千円の追加補正をお願いしております。

次に、第 9 款教育費では、今回の人件費の補正により 7 4 5 万 8 千円の増額補正を、また幼稚園費では、特別支援教育に係る体制の充実のため、臨時講師及び補助員の配置等にかかります所要額 1 9 2 万円の増額補正をお願いするものであります。この内容につきましては、まず、幼稚園の運営では、今年度より各幼稚園に園長を配置しまして、教頭を配置転換しましたことから、各幼稚園の特別支援講師及び教諭の負担を軽減するため、臨時補助員を各園 1 名ずつ計 3 名配置しました増額補正と、当初、臨時事務員 3 名の配置予定を人事異動により正職員 1 名と臨時職員 2 名としたことから、臨時事務員 1 名分の費用の減額補正がありますことからこれを差し引きいたしまして 7 0 万 3 千円の増額補正をお願いするものです。また幼稚園講師の配置につきましては、斑鳩幼稚園に特別支援が必要な園児が入園する予定であることから臨時講師 1 名の配置に要する費用 1 2 1 万 7 千円の増額補正をお願いするものであります。

また、文化財保存費では、歳入でご説明申し上げた「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への募金を当基金に積み立てさせていただきますことから、2 万 3 千円の増額補正と埋蔵文化財の発掘調査にいただいた寄附

金1万円の財源振替えをお願いしております。最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要します財源1,668万2千円を予備費から充当させていただくこととしております。なお、予備費に関連する報告であります。新型インフルエンザへの対応といたしまして、4月30日に当町では、新型ウイルス対策本部を設置いたしまして、感染防護等の備蓄品の購入、これにつきましては、マスク、防護服、手袋、消毒液等や職員手当等の対応費用としまして200万円を予備費から充当しておりますことをご報告させていただきます。以上、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 総務委員会でもちょっと聞かせていただいているんですが、幼稚園の運営のところで、採用された正職員1名と臨時職員2名と。さきほども聞いたんですけれども、よくわからないんで、もう一度お聞きしたいんですけれども、もともとどういう予定であったのが、今回どういうふうになったんでしょうかね。

委員長 野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 ただいまのご質問の幼稚園の運営の70万3千円の増額補正の内訳でございます。これにつきましては、まず増額の分で申し上げますと、さきほど財政課長の方からご説明ありましたように、幼稚園の運営にあたりまして、教頭職員の人事異動等に伴いまして、各種研修会等へ教諭を派遣することによりまして、学級補助として特別支援講師が教室に入るという形で、特別支援の補助員として各園に1名づ、計3名の補助員、これにつきましては週3日の対応でございますけれども、この配置を行ったものでございます。あと減額につきましては、幼稚園の臨時事務員として当初3名の

当初予算要求をさせていただいたところでございますけれども、人事異動等によりまして正職1名が事務員として配置することとなり、1名の減ということで、差し引き70万3千円の増額補正ということでございます。

木澤委員 人事異動で正職員が1名どこから来たので、臨時職員を1人雇う必要がなくなったということなんですかね。

教委総務課長 当初、幼稚園につきましては、平成20年度までは用務員という形であってございましたけれども、平成21年度からはそういう形で事務員という形で臨時職員を採用させていただいたということで、3名の事務員を予算要求したところでございますが、そのうち正職1名が用務員としておりました、これを人事異動によりまして1名をあてたことによりまして、1名減ということになりますので、ご了承お願いしたいと思います。

木澤委員 そしたら、もともと1名用務員さんとしてとしていてはった方を、そのまま事務員ということにされたということですね。はい、わかりました。

そして、インフルエンザ対策で備蓄品を購入されたということで、これ今、マスクなんかもないとか言われているなかで、マスクなんかやったら何枚ぐらい買われて、どれくらいの期間は対応できるものなんですか。

委員長 西本住民生活部長。

住民生活部長 備蓄のマスクでございますけれども、現在、約6千枚確保いたしております。耐用につきましてはかなり長い間このまま保存できると聞いています。ちょっと年数についてはわかりませんけれども。

木澤委員 すみません、耐用期間ではなくて、実際にインフルエンザが蔓延して職員さんが使うなりしたときに、全職員さんが着用して2日なり、3日なりとか、どれくらいの期間対応できるんですか。

住民生活 部長	職員約４００名といたしますと、６０００枚を単純に４００人で割りま すと１５日程度であります。あとそれ以外にもいろいろ使いますので、１ ０日から１５日程度の確保ができていると考えております。
木澤委員	今後、具体的なインフルエンザ対策なんかも計画もたてていかれると思 いますけれども、どれくらいの期間の対応が必要なのかということも、ま た新しい情報が入り次第、それに対応していけるようによろしく願いい たします。
委員長	他にございませんか。 嶋田委員。
嶋田委員	それぞれの所管委員会では説明されたと思うんですけども。人件費所 要額、人事院勧告等影響額、これは０．２ヶ月の減額のはずですね。それ で減額になっているのはわかるんですけども、増額になっている分につ いては、これなんで増額になっているのかちょっと教えてください。
委員長	乾総務課長。
総務課長	さきほど説明の中にもございましたように、職員のかけております共済 組合費でございますね、市町村職員共済組合、それから公立学校共済組合、 これの共済組合の負担金率、これが引き上げになりました。これは当初予 算計上させていただくときにはその改定の率が確定しておりませんでした ので、その後、予算が確定しましたのちに、改定するという事で共済組 合からきましたものですから、前の率で計上させていただきましたので、 今回、新しい率で再計算をさせていただいたことによって、共済組合費の 額が上がっております。あと給料の関係につきましては昇格あるいは昇給 によります増額ですね、課長補佐から課長、あるいは係長から課長補佐と いうふうに昇格しております職員がおりますので、その分の給料が上がっ ておりますので、それを再計算させていただいたなかで、期末勤勉手当は

減額になっておりますけれども、トータルで増えておるとい形でございます。

嶋田委員 それはそれで理解できるんです。そうしたら土木費でね、マイナス1,411万の減額ですね。今の説明の段でいくと、ある程度増えてんなおかしいと思うんですけれども、そこらへんはどういうことなんですか。

総務課長 土木費につきましては、人事異動によりまして、当初予算に比べて、2名の職員の減ということになっておりますので、トータルでマイナスになっているということでございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、②平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。
植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。今回の補正の主な内容は、人事院勧告に準ずる期末勤勉手当の減額及び人事異動に伴います人件費にかかる補正、また前期高齢者納付金の概算額が確定いたしましたことに伴います補正でございます。それでは具体的にご説明申し上げます。資料8をご覧くださいと思います。

まず、下の段の歳出からご説明申し上げます。第1款総務費でございます。人事院勧告の関係と人事異動に伴う補正で、合わせまして869万2千円の増額をお願いするものでございます。次に、第4款前期高齢者納付

金等でございます。前期高齢者納付金の概算額が92万2,996円と確定いたしました。この第4款の総括表の補正前の額は40万8千円となっておりますが、これは前期高齢者の事務費の拠出金も含んでの金額でございます。前期高齢者納付だけでありますと36万4千円の当初予算でございます。この概算額との差額が55万9千円が不足となりますことから、その55万9千円の増額をお願いするものでございます。次に第11款予備費でございますが、前期高齢者納付金の増額補正の財源としてこの予備費を充てるものでございまして、同額の55万9千円を減額するものでございます。

次に上の段の歳入でございますが、第8款繰入金でございます。職員の人件費等に係ります一般会計からの繰入ということで、869万2千円の増額をお願いするものでございます。補正額の前に対しまして、歳入歳出それぞれ869万2千円の増額をお願いする補正でございます。以上簡単ではございますが、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。資料9をご覧くださいませでしょうか。

既定の歳入歳出予算の総額に565万6千円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ13億5,315万6千円とするものでございます。

人事院勧告及び人事異動に伴います人件費の増額補正をお願いするものでございして、それでは、内容につきましてご説明申し上げます。歳入につきましては、第４款繰入金で、現行予算額３億６，１４５万７千円に５６５万６千円を増額し、３億６，７１１万３千円に、次に歳出につきましては、第１款公共下水道費で、現行予算額９億３，２２１万６千円に人件費所用額として５６５万６千円を増額し、９億３，７８７万２千円に補正を行うものでございます。以上、６月議会定例会に提出を予定いたしております、平成２１年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてのご説明とさせていただきます。よろしく、お願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、④ 平成２１年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長

それでは、平成２１年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明いたします。資料１０をご覧いただきたいと思います。今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、３８２万９千円を減額し、歳入歳出それぞれ１５億４，１４７万１千円とするもので、内容につきましては、一般会計と同様で人事院勧告に伴います夏期賞与の期末・勤勉手当の月数の引き下げ、共済組合負担率改正に伴う増額及び人事異動に伴う人件費の影響による補正でございます。まず歳入予算の補正では、第８款繰入金、その他一般会計繰入金で、職員給与費繰入金として、３８２万９千円の減額を、また歳出予算の補正では、第１款総務費、

人件費所要額で、同額の３８２万９千円の減額をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、平成２１年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についての説明とさせていただきます。よろしく、お願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、⑤平成２１年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療 それでは平成２１年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
課長 についてご説明申し上げます。今回の補正の主な内容は、後期高齢者医療制度の保険料について過払いが発生し、平成２０年度で還付することを決定したものの、還付できなかった分につきまして、平成２１年度から償還するため、補正をお願いするものでございます。

それでは具体的にご説明申し上げます。資料１１をご覧くださいと思います。まず、下の段の歳出でございます。第３款諸支出金でございます。保険料の還付金として４４万５千円の増額の補正をお願いするものでございます。後期高齢者医療の保険料の過払いが発生する原因の多くは、被保険者が亡くなられた場合と転出される場合でございます。この度保険料が還付し切れなかった理由でございますけれども、被保険者が亡くなられたのち、通常の手続きといたしましては、遺族から相続人の代表者を指定していただいた上で、その方に保険料を還付する手続きをとるということにしておりますが、その相続人に代表者を指定していただくまでに年度

が変わってしまったものによるものでございます。それと、また、年金から天引きとしております特別徴収の場合であります。未支給年金に相当する額を受けておられる場合には遺族に返還、その未支給年金を受けていない場合には社会保険庁へ返納するというきまりになっておりまして、そのいずれになるのかを社会保険庁から連絡を待っている間に、年度がかわってしまったというケースでございます。このような同様の償還金につきましては、国民健康保険税などにもあるものでございますが、今回の後期高齢者医療の保険料については、今年度が初めての年度ということになりましたもので、当初予算ではちょっと算定し切れなかったという点がございます。このことにつきまして、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。次に上の段の歳入でございます。第6款諸収入で、保険料還付金として44万5千円の増額をお願いするものです。ご承知のように、町が集めました後期高齢者医療の保険料は、必ず広域連合の方に引き渡すということになっております。さきほど、歳出でご説明申し上げました償還金に係る保険料につきまして、広域連合から収入する必要がございますので、今回の増額補正をお願いするというものでございます。補正前の額の2億6,500万円の歳入歳出それぞれ44万5千円を増額いたしまして、2億6,544万5千円の額とするという補正でございます。以上で平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回の補正については理解するんですけども、さきほど本人さんが死亡されている場合は社会保険庁に返すと、国保税もそういう仕組みになっているとおっしゃいましたけれども、関連してお尋ねしたいんですが、介護保険はそうになっていなかったというふうに思うんですけども。以前に、介護保険の分で本人さん死亡されていて、お返しできない分が、あの当方で80万ぐらいなんかたまっているとようなこと、私の記憶違い

でなければ、お聞きしてたと思うんですけども。これは介護保険はどういう処理の仕方は、いっしょじゃないんですかね。結局、国からは何も処理の方法は言ってきてないんですかね。

委員長 西本住民生活部長。

住民生活 申し訳ございません。今、私がつかんでおりますのは、同じ方法で介護
部長 保険を還付しているというふうに聞いております。

木澤委員 そうすると、本人さんが死亡されている場合は社会保険庁のほうに返し
 ているということですか。

委員長 植村国保医療課長。

国保医療 特別徴収されて、ご本人に返すというときには、必ず社会保険庁に返す
課長 ということではございません。亡くなられてもですね、その後、亡くなら
 れる月までの年金というのは、亡くなられた時点で受けておられないんで
 す。ところが、亡くなられた年金の死亡届を出すまでの間に、年金が本人
 の口座に入ってしまうということがあるんです。そうなった場合には、あ
 とで死亡届を出せば、それは未支給年金ということで、本来受けられる年
 金なのに、受ける前に亡くなってしまったという年金が、遺族が受けるん
 ですけれども、それがもう口座に入ってしまったとことで、遺族が受けた
 ということで相殺をするという手続きを、年金のほうがとるのです。で、
 そうなった場合には、もうすでに年金を受けておられますから、その年金
 から引いた国民健康保険税とか、そういった天引きしたものは遺族のほう
 に返すと。ところが亡くなられた時に、金融機関で口座が閉鎖されて、年
 金そのものが社会保険庁に戻ってしまったと、いった場合には、遺族なり
 本人が年金を受けておりませんから、その年金から引いたそういう保険料
 は一旦社会保険庁に返して、社会保険庁が戻ってきた保険料も含めて、改
 めて遺族に未支給年金を渡すという手続きになる、ということなので、結局

は、未支給年金に相当するものを受けたかどうかというのは役場ではわからないので、社会保険庁からの指示待ちというか、どうするのかというのを待っているので、必ずしも社会保険庁に返すということではないということとはご理解いただきたいと思います。

木澤委員　私のほうの理解も、未支給年金の部分から徴収している部分と、すでに払ってしまっていてから本人が亡くなってお返しすることが場合やったということで、それとはまた扱いが違うということなんですね。

委員長　他にありませんか。

（　　な　　し　　）

委員長　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、⑥平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

清水上水道課長。

上水道課長　それでは、平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。お手元の資料12をご覧くださいませでしょうか。

今回の補正につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費の予算補正をお願いするものでございます。その内訳といたしましては、原水及び浄水費で481万2千円の減額、配水及び給水費で433万円の減額、総係費で26万1千円の増額で、差引き水道事業費用7億8,173万3千円から888万1千円減額の7億7,285万2千円に減額補正を行うものでございます。以上、6月議会定例会に提出を予定いたしております、平成21年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、３．その他について、委員の方から何かございませんか。

木澤委員。

木澤委員 １点だけ確認させていただきたいんですけれども。今度、６月になると水道決算を審議することになると思うんですけれども、またそのときに委員長からも資料については、ないですかということで聞いていただけたと思っていますけれども。私、当初予算のときにも申し上げましたように会計ごとの、特に上水道、下水道のことに関して言わせてもらったんですけれども、中長期の計画についても決算時に年度ごとに状況が変わっているの、あわせてご提示いただきたいとお願いしていたと思うんですが、今度、水道決算のときに中長期計画というのは出していただけるのでしょうか。

委員長 清水上水道課長。

上水道課長 今おっしゃっていただきましたことにつきましては、出させていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。皆さんご苦労様でした。

(午前10時11分 閉会)